

令和2年5月26日

保護者の皆様

杉並区子ども家庭部保育課長

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための緊急事態宣言の解除に伴う区立子供園の対応について（令和2年5月26日）

区立子供園の臨時休園につきまして、保護者の皆様におかれましてはご家庭での保育にご協力いただきありがとうございます。

国は、5月25日に首都圏の1都3県に対する緊急事態宣言を解除すると発表しましたが、杉並区の子供園については、5月31日（日曜日）まで臨時休園を継続し、6月1日（月曜日）から子供園の受入れを再開します。感染拡大防止の観点から、また、保育施設が急激に密になる状態を避けるため、当面の対応を以下のとおり決定しましたのでお知らせします。

保護者の皆様におかれましては、引き続きご負担をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

記

1 子供園の対応について

- (1) 5月31日（日曜日）まで
臨時休園を継続します。

なお、長時間保育をご利用され、かつ出勤を必要とする方への対応等についてはこれまでと同じです。

- (2) 6月1日（月曜日）から

臨時休園を解除し、幼児教育保障のため、小規模体制での分散登園を実施します。

6月1日（月曜日）に始業式・入園式を行い、翌2日（火曜日）から分散登園を開始します。

2 小規模体制での分散登園について

- (1) 登園日

園児全員を、いくつかのグループに分けて6月末まで分散登園を行います。

分散登園は、幼児期の学びの機会を保障する観点から、密な環境を避けつつ登園の機会を提供するために実施するものです。

各園において、園児毎の登園日を割り当てますので、ご協力をお願いいたします。

- (2) 保育時間（教育時間）

6月中の保育時間（教育時間）は午前保育のみといたします。

- (3) 長時間保育の方について

6月1日（月曜日）から長時間保育を実施しますが、可能な方は分散登園にご協力をお願いいたします。

- (4) 登園日を欠席する方について

感染リスクへの懸念からご家庭の判断で登園を自粛することができます。その場合は、事前に各園にご連絡ください。

3 再開に当たっての考え方

別紙「子供園再開に当たっての考え方並びにお願い」をご覧ください。

4 臨時休園期間中及び分散登園期間中の保育相談窓口

臨時休園期間中及び分散登園期間中のご家庭での過ごし方や育児への不安などお気軽にご相談ください。

○在園の子供園		電話：各子供園へ
○子育てサポートセンター	宮前	電話：03（3333）4699
	今川	電話：03（3394）3935
○保育課保育支援係		電話：03（3312）2111（区代表）

5 育児休業の延長等について

- (1) 令和2年4月1日以降に新たに子供園に入園となった児童の保護者の育児休業につきましては、6月中に復職をすれば入園要件を満たすとしておりましたが、このことに伴い7月中の復職でも可能とします。復職証明書は復職後速やかに提出願います。
- (2) 新型コロナウイルス感染症関連で就労内定が取り消しとなった方及び令和2年4月1日に新たに求職要件で子供園に入園した児童の保護者で現在就労先が未定の方は、最長7月末まで求職期間・就労開始期日として認めます。7月中に、就労証明書(内定)を提出し、9月10日までに就労証明書(実績1か月付)を提出してください。

6 その他

- (1) これらの対応については、今後の都内における感染状況等に応じて変更する場合があります、その際には改めてごお知らせいたします。
- (2) 始業式・入園式、分散登園及び保育時間の詳細は、後日各園からお知らせします。

【問い合わせ先】

- 通知文全般に関すること 子ども家庭部保育課子供園・幼稚園担当 03（3312）2111（代表）
- 入園時期の相談に関すること 子ども家庭部保育課保育相談係 03（3312）2111（代表）
- 分散登園・保育時間・入園式に関すること 各子供園へ